

令和7年度

展示見本市等出展支援事業補助金

# 展示会、見本市、商談会 等への出展経費を補助します

《国内》補助対象経費の2分の1で最大5万円

《国外》補助対象経費の2分の1で最大10万円

## 【補助対象経費】

(1) 国内での展示見本市等（展示会、見本市、商談会等）

- ・ 小間料
- ・ 参加料

(2) 国外での展示見本市等

- ・ 小間料
- ・ 旅費
- ・ 小間装飾料
- ・ 運搬費
- ・ PCR検査（検体から直接病原体の遺伝子を検出するPCR法により調べる検査をいう。）費用
- ・ 陰性証明書（PCR検査等の検査結果の陰性を証明するものをいう。）取得費用
- ・ ビジネス渡航に必要な各国が求める健康証明書関係書類取得費用  
（詳細はウラ面をご覧ください。）

## 【補助金 申請受付期間】

令和 **8** 年 **2** 月 **2** 日（月）～ **3** 月 **5** 日（木）

## 展示見本市等の例

《国内》◆NEW環境展 ◆FOOD STYLE Kyushu ◆健康フェア

◆スーパーマーケット・トレードショー

◆関西機械要素技術展 ◆国際ホテル・レストラン・ショー など

《国外》◇SEMICON Taiwan

◇Summer Fancy Food Show

◇Food Expo Hong Kong など

＜お問合せ先＞ 下関市役所産業振興部産業振興課  
〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階  
TEL:083-232-7214  
平日:8:30~12:00/13:00~17:15（担当：花田・森）

## 【補助金の概要】

補助事業：補助対象者の製品等を、県外及び国外において、不特定多数の者に周知させるための展示会、見本市、商談会その他これらに類する催事に出展する事業

補助対象者：以下のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）のうち、市内に本社を有し、市税の滞納がないもの
- (2) 市内産業の振興を目的として設立された組合、団体等で次のアからエまでに掲げる要件を満たすもの
  - ア 市内に主たる事務所を有していること。
  - イ 市税の滞納がないこと。
  - ウ 規則又は会則を有し、代表者を置いていること。
  - エ 継続的に活動を行っていること。

補助金の額；以下のとおり

- (1) 国内で開催される展示見本市等補助対象経費の額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は5万円のいずれか低い額
- (2) 国外で開催される展示見本市等補助対象経費の額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額

※予算の範囲内において補助金の交付を決定しますので、申請額が予算を超えた場合は、按分にて交付金額を決定します。

## 【申請の流れ】

